

令和6年第3回士幌町議会臨時会

1 議事日程 6月7日(金曜日) 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 議案第1号 損害賠償額の決定及び和解について

日程番号4 議案第2号 令和6年度士幌町一般会計補正予算(第3号)

2 出席議員(12名)

1番 中村 貢 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉
6番 牧野 圭司 7番 大西 米明 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵
10番 成田 哲也 11番 曾我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志
代表監査委員 寺田 和也

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典
保健福祉課長 佐藤 慶岩 産業振興課長 郷原 敏宏
建設課長 上山 英樹 建設課道路維持担当課長 若原 裕

6 職務のため出席した者

事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美

7 議事録

会議の経過

(午前10時00分)

	河口議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、令和6年第3回士幌町議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、成田哲也議員及び11番、曾我弘美議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定を議題とします。

		<p>お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>会期は本日1日間に決定しました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告のとおりです。</p> <p>次に、とちぎ広域消防事務組合議会に関する報告は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案第1号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題とします。</p>
3	<p>河口議長</p> <p>亀野副町長</p>	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第1号、損害賠償額の決定及び和解について説明をいたします。それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>これは、損害賠償の額の決定及び和解について地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1の損害賠償の額であります。477万6,115円、2の和解の内容は、相手方は町に対して本件に関し、今後一切の請求、異議、申し立てをしないという内容でございます。</p> <p>3の和解の相手方は、河東郡土幌町字下居辺基線75番地10高橋広樹氏であります。</p> <p>4の事故の内容でございますが、今年の1月23日、旧町道高砂清澄線において除雪作業中の本町所有車両が後退したところスリップが発生し、停止することができず、建物等に接触し、損害を与えたものでございます。なお、損害賠償額の全額に、損害保険が適用されることとなっておりますことを申し添えさせていただきます。</p> <p>以上、議案第1号の説明といたします。</p>
	<p>河口議長</p>	<p>これから、質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>河口議長</p>	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	<p>河口議長</p>	<p>討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>河口議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

西野
総務課長

日程第4、議案第2号「令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第3号〕」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

議案第2号 令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第3号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7,217万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、111億8,129万5,000円に改めようとするものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款1項3目、財産管理費では、先ほどの議案第1号で可決決定いただきました、町有車両事故の損害賠償に係る費用を計上するもので、21節、補償補填及び賠償金に、公用車事故損害賠償金477万7,000円を追加し、特定財源として、公用車事故損害共済金を、同額充当するものでございます。

次に、12目諸費では、年次的に整備する防災備蓄資機材の一層の充実を図るため、暖房器具のポータブルストーブ、冷房器具のスポットクーラーをそれぞれ5台ずつ導入するなど、災害対応備蓄資機材の購入に係る費用として、19節、扶助費に、災害救助用物資90万1,000円を追加するものでございます。

次に、4款1項2目、予防費では、熱中症予防対策として、暑熱避難の可能な施設、いわゆる「涼み処」として利用できる施設の目印となるのぼり旗や、注意喚起・予防対策の住民周知用パンフレットなどの購入に係る費用として、10節、需用費の消耗品費に12万7,000円を追加するほか、今年度における新型コロナワクチンの定期接種、及び、任意接種の実施に要する費用として、12節委託料に、予防接種委託料1,299万9,000円、任意予防接種委託料210万5,000円を追加し、特定財源として、新型コロナワクチン接種助成金 830万円を充当するものでございます。

次に、6款1項3目、農業振興費では、てん菜から需要の高い作物等への転換や、種ばれいしょの安定供給対策、てん菜の省力作業機械導入などに係る補助事業の採択に伴い、18節負担金補助及び交付金に、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金5,126万9,000円を追加し、特定財源として、道からの補助金を同額充当するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

特定財源につきましては、歳出予算で、それぞれ説明しておりますので、一般財源のみ説明いたします。

4ページ中段の、19款1項1目、繰越金の前年度繰越金に、783万

2,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き、主要の施策について、保健福祉課長から説明資料の1ページに掲載しております資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

河口議長
佐藤保健
福祉課長

保健福祉課長

説明資料1ページをお開き願います。4款1項2目予防費、新型コロナワクチン予防接種事業でございますが、新型コロナワクチンの予防接種は、令和5年度で特例臨時接種が終了し、令和6年4月以降は、予防接種法、定期予防接種B類疾病に位置づけられました。定期予防接種B類疾病とは、接種を受ける法律上の義務はなく且つ自らの意思で接種を希望する者にのみ行う予防接種でございます。

新型コロナウイルスワクチンは、高齢者の季節性インフルエンザと同様に、毎年秋冬に1回、その年のウイルス株に対応するワクチンを使用いたします。

定期予防接種の対象者は、①として65歳以上の者、②として一定の基礎疾患を有する60歳から64歳までの者で、一定の基礎疾患を有する者とは、腎臓、心臓、呼吸器疾患及びヒト免疫不全ウイルスにより、日常生活が制限される程度の方を言います。

実施の医療機関は、士幌町国民健康保険病院とし、接種の料金は、1万5,840円です。

国は、高齢者等の自己負担が7,000円となるよう8,300円を助成いたしますが、さらに士幌町独自で負担をして、自己負担の軽減を図るものでございます。

費用の負担は、中段、2つの表のとおりで、定期予防接種と任意予防接種でそれぞれの負担額が異なります。はじめに上表、定期予防接種では、先ほど説明した、①、②の者の自己負担が3,000円、接種人数を1,000人と見込み、①、②の者の中で、生活保護受給者の自己負担は無料、接種人数は、10人と見込みました。

次に、下の表になりますが、任意予防接種では、6か月以上64歳までの対象者の自己負担を7,000円に、接種人数を180人と見込み、受験を控えました、中学3年生、高校3年生につきましては、自己負担を高齢者と同額の3,000円とし、接種人数を40人と見込んでおります。

国の助成金、町の負担につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

予算の計上額でございますが、歳入が830万円、歳出が1,510万4,000円を見込んでおります。

以上で保健福祉課からの説明を終わります。

河口議長	これから、質疑を行います。ありませんか。
秋間議員	12番秋間議員。 今の資料の説明でございますけども、任意予防接種において対象者6か月以上64歳までの自己負担が7,000円、15歳、18歳の中学3年、高校3年、が3,000円と、この差についてどのようなことでこのような差がついたのか、ついでにしているのか説明を求めます。
河口議長	保健福祉課長。
佐藤保健福祉課長	保健福祉課長佐藤よりお答えいたします。 6か月以上64歳まで任意接種の方なのですが、国の方針といたしまして昨年の末の秋冬接種、この時の大体接種のワクチン代、接種代合わせて大体7,000円だったという実績がございまして、国の方では、それをベースとして考えて、8,300円を助成する形を取っております。 その中で自己負担が大体1万7,000円ぐらいになりますので、任意接種の自己負担を7,000円と設定したところでございます。 定期接種の方なのですが、定期接種、65歳以上の者につきましては、さらに町の負担で4,540円、町の方で負担いたしますので、自己負担が3,000円となるように設定したところでございます。 以上でございます。
河口議長	12番秋間議員。
秋間議員	今の説明の説明は説明として、私が聞きたいのは任意予防接種で6か月以上64歳の7,000円自己負担と15歳、18歳の中学生、高校生の3,000円とこの7,000円と3,000円の差ですね、どういう根拠を持ってですねこの差を設けているのか説明を願いたいということでございますので改めて説明してください。
河口議長	保健福祉課長。
佐藤保健福祉課長	保健福祉課長佐藤より改めてご説明いたします。 6か月から64歳までの任意接種と受験生、中学3年生と高校3年生3,000円の差額につきましては、参考といたしましたのは、季節性インフルエンザの予防接種につきまして、今まで町のほうで受験生に対して負担額を入れておりまして、差をつけております。受験生から感染症の感染のリスクを下げるため、追加で町の方で負担したものでございます。 以上です。
河口議長	12番秋間議員。
秋間議員	この予防接種の自己負担というのは、予防接種というのはその病気にかからないための処置でございますので、これは高校生だろうとそうでないだろうと年齢に差なく自己負担を設定するのが私は妥当だと、このように考えております。その辺について3,000円と7,000円ですから、高校生の負担も親が負担するのです、高校生が負担するわけじゃないのです、ということは負担から言えばやはり、同額の金額にする

河口議長
高木町長

ことが望ましいとこのように考えますけど、そのようになりませんか。
町長。

今年のですね、新型コロナのワクチン接種なのでありますけども、定期予防接種ということで高齢者の方ですね、国からの助成があって自己負担、本来である7,000円に設定されているところでもあります。これを町独自の考え方で、自己負担3,000円ということでこれは今回予算を提案させていただいたとございまして、それ以外の部分については、本来であれば、任意予防接種でありますので1万5,840円を負担頂いてですね、接種を頂くということになるわけでありまして、なかなかこの1万5,840円という接種料金かなり高額になりますので、1つは国が言っているところの自己負担7,000円になるように町が独自で負担をして接種料金の軽減を図ったというのが1つであります。

そこに加えまして、受験等が予想される学年については、さらに負担軽減をして、保護者の負担軽減を図るという考え方でもってここを設定したものでございます。

以上であります。

河口議長
大西議員

7番大西議員。

7,000円が受験生は3,000円にしたということは、受験生がコロナにかかったら大変なので7,000円だとなかなか受けないから3,000円にしてなるべく多くの受験生がワクチンを受けてほしいという町の思いで3,000円にしたのでしょ。それでいいのです。

河口議長
秋間議員

12番秋間議員。

これ4回目で申し訳ないのですが、今、大西議員が言われたのも1つの方法だという風に思いますが、ただ予防接種という概念から言えば、これは町民ですから同額にするのが私は本当だと思います。

そして多くの町民の方に接種を願うと、そういうことがやはりこのコロナに対する接種としての予防につながると免疫を確立していくというような形になっていくのが望ましいと思います。

今、町の考え方の中で高校生にそういう対象者がいると、いろんな形の中で受験もあるし、いろんなことがあるので多くの方に接種してもらって発病しないというような形を取りたいとこれも1つの概念ではあるわけですが、私は前段で申し上げた通りその前に町民としての接種に対する呼びかけとしては、やはりこの辺りも今後インフルエンザも含めてどういう形で多くの町民の方に接種を願うかという概念に基づいて計画を立てていただきたいとこのように考えておりますので、よろしく頼みます。

河口議長

回数は超えていますのでこれで質疑は終わりということにさせていただきます。あとは採決の方でよろしく願いいたします。

他の質疑はございませんか。

(な し)

河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
河口議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本臨時会に付議された日程は全て終了しました。 令和6年第3回土幌町議会臨時会を閉会します。 (午前10時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員